

政務活動費の運用規定について

吹田市議会議員団「大阪維新の会・吹田」における政務活動費の運用については下記の通り定める。

- 1, 吹田市議会政務活動費の交付に関する条例の他関係法令を遵守する
 - 2, 使途は次に示すものとする
 - 1) 議員控室設置の複合機にかかる使用料、消耗品等
 - 2) 議員控室の無線LAN使用料
 - 3) 議員団ホームページにかかるレンタルサーバ・ドメイン使用料
 - 4) 議員控室にて使用する事務機・什器・ソフトウェア等
 - 5) 政務調査にかかる調査研究費
 - 6) 広報および公聴にかかる経費
 - 3, 前項4、5及び6にかかる支出については、その正当性、必要性について所属議員全員の確認を得ること、10万円を超える支出については書面による確認を得ること
但し、合理的な説明の無い過半数に満たない意見の場合はこの限りでは無い
 - 4, 起案者は出金伝票を作成する
 - 5, 政務調査にかかる調査研究費は条例・予算・決算等議案の審議及び会派運営に資するものに限り、自己啓発や識見拡大等を目的とするものは除く
 - 6, 支出金額の合理性について起案者は説明の義務を負う
 - 7, 市交付金と私費との按分支出は認めない
 - 8, 私費による政務活動費は必要に応じて団員から徴収する
 - 9, 本規定は私費を原資とする政務活動費についても適用する
- 以上

制定 令和元年10月28日

改訂 令和2年6月24日 2-6) 追記及びそれに伴い3訂正